

議案第44号

みやき町都市公園条例及びみやき町体育施設条例の一部を改正する条例 について

みやき町都市公園条例及びみやき町体育施設条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 7年 9月 1日提出

みやき町長 岡 毅

提案理由

この議案は、多目的人工芝グラウンド及び調整池整備事業による都市公園の設置に伴い、みやき町都市公園条例及びみやき町体育施設条例の一部を改正する必要があるため、議会の議決を求めるものである。

みやき町都市公園条例及びみやき町体育施設条例の一部を改正する条例

(みやき町都市公園条例の一部改正)

第1条 みやき町都市公園条例（平成17年みやき町条例第108号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

町内	中央公園球技場 全面	1 時間	1, 200円
	夜間照明使用料 全面	30分	1, 000円
	中央公園球技場 半面	1 時間	600円
	夜間照明使用料 半面	30分	500円
	中央公園球技場 1 / 4 面	1 時間	300円
	夜間照明使用料 1 / 4 面	30分	250円
町外	中央公園球技場 全面	1 時間	3, 600円
	夜間照明使用料 全面	30分	3, 000円
	中央公園球技場 半面	1 時間	1, 800円
	夜間照明使用料 半面	30分	1, 500円
	中央公園球技場 1 / 4 面	1 時間	900円
	夜間照明使用料 1 / 4 面	30分	750円
町内	中央公園多目的広場 全面	1 時間	200円
町外	中央公園多目的広場 全面	1 時間	600円
町内	中央公園管理棟 会議室	1 時間	150円
	冷暖房使用料	1 時間	150円
町外	中央公園管理棟 会議室	1 時間	450円

	冷暖房使用料	1 時間	450円
町内	中央公園管理棟 更衣室	1 時間	150円
	冷暖房使用料	1 時間	150円
町外	中央公園管理棟 更衣室	1 時間	450円
	冷暖房使用料	1 時間	450円

別表第 1 備考中「上峰町民は」の前に「中原公園において」を加える。

別表第 2 中「町外（」の次に「中原公園において」を加える。

（みやき町体育施設条例の一部改正）

第 2 条 みやき町体育施設条例（平成17年みやき町条例第127号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表みやき町北茂安運動広場の項及びみやき町北茂安ふれあい広場の項を削る。

別表中 5 の表を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

みやき町都市公園条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表（第1条関係）

改 正 前				改 正 後			
別表第1（第10条、第14条関係）				別表第1（第10条、第14条関係）			
区分		単位	使用料	区分		単位	使用料
(略)				(略)			
町外	中原公園多目的広場 全面	1 時間	450円	町外	中原公園多目的広場 全面	1 時間	450円
				町内	中央公園球技場 全面	1 時間	1,200円
					夜間照明使用料 全面	30分	1,000円
					中央公園球技場 半面	1 時間	600円
					夜間照明使用料 半面	30分	500円
					中央公園球技場 1／4面	1 時間	300円
					夜間照明使用料 1／4面	30分	250円
				町	中央公園球技場 全面	1 時	3,600円

改 正 前		改 正 後			
	外		間		
		夜間照明使用料 全面	30分		3,000円
		中央公園球技場 半面	1 時 間		1,800円
		夜間照明使用料 半面	30分		1,500円
		中央公園球技場 1 / 4 面	1 時 間		900円
		夜間照明使用料 1 / 4 面	30分		750円
	町 内	中央公園多目的広場 全 面	1 時 間		200円
	町 外	中央公園多目的広場 全 面	1 時 間		600円
	町 内	中央公園管理棟 会議室	1 時 間		150円
		冷暖房使用料	1 時 間		150円

改 正 前				改 正 後									
備考 _____上峰町民は、町内扱いとする。 別表第 2 （第14条関係）				町外	中央公園管理棟 会議室	1 時間	450円						
					冷暖房使用料	1 時間	450円						
				町内	中央公園管理棟 更衣室	1 時間	150円						
					冷暖房使用料	1 時間	150円						
				町外	中央公園管理棟 更衣室	1 時間	450円						
					冷暖房使用料	1 時間	450円						
				備考 _____上峰町民は、町内扱いとする。 別表第 2 （第14条関係）				備考 <u>中原公園において</u> 上峰町民は、町内扱いとする。 別表第 2 （第14条関係）					
				利用の目的		単位	利用料		利用の目的		単位	利用料	
				工作物等 を設けて	電柱	1 本 1 月	固定資産税課税 客体評価額から		工作物等 を設けて	電柱	1 本 1 月	固定資産税課税 客体評価額から	

改 正 前				改 正 後			
都市公園 を占有す る 場 合 (法第 6 条関係)	鉄塔	1 m 2 1 月	算定した額に、 1,000 分の 3 を 乗じて得た額 町外 (_____ _____上峰町 を除く。) 居住 者は、50パーセ ントを加算した 額	都市公園 を占有す る 場 合 (法第 6 条関係)	鉄塔	1 m 2 1 月	算定した額に、 1,000 分の 3 を 乗じて得た額 町外 (<u>中原公園</u> <u>において上峰町</u> を除く。) 居住 者は、50パーセ ントを加算した 額
	水道管、下水道管、 ガス管その他これら に類するもの	口 径 30 c m 未 満 1 m 1 月			水道管、下水道管、 ガス管その他これら に類するもの	口 径 30 c m 未 満 1 m 1 月	
		口 径 30 c m 以 上 1 m 1 月				口 径 30 c m 以 上 1 m 1 月	
	郵便差出箱、公衆電 話所その他これらに 類するもの	1 m 2 1 月			郵便差出箱、公衆電 話所その他これらに 類するもの	1 m 2 1 月	
	展示会、博覧会、競 技会、祭礼、集会そ の他これらに類する 催しのために設けら れる仮設工作物	1 m 2 1 日			展示会、博覧会、競 技会、祭礼、集会そ の他これらに類する 催しのために設けら れる仮設工作物	1 m 2 1 日	

改 正 前				改 正 後			
	工事用板囲、足場、詰所その他これらに類するもの及び竹木、土石、その他工事材料置場	1 m 2 1 日			工事用板囲、足場、詰所その他これらに類するもの及び竹木、土石、その他工事材料置場	1 m 2 1 日	
	行商、募金、露店営業その他これらに類するもの	1 m 2 1 日			行商、募金、露店営業その他これらに類するもの	1 m 2 1 日	
その他都市公園を利用する場合（法第 6 条関係）	業として写真を撮影するもの	1 年		その他都市公園を利用する場合（法第 6 条関係）	業として写真を撮影するもの	1 年	
	業として映画を撮影するもの	1 月			業として映画を撮影するもの	1 月	
	展示会、博覧会、競技会、祭礼、集会その他これらに類する催しをするもの	1 m 2 1 日			展示会、博覧会、競技会、祭礼、集会その他これらに類する催しをするもの	1 m 2 1 日	
	花火、キャンプファイヤー等火気を利用するもの	1 日			花火、キャンプファイヤー等火気を利用するもの	1 日	

みやき町体育施設条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表（第2条関係）

改 正 前		改 正 後	
(名称及び位置) 第2条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。		(名称及び位置) 第2条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
(略)		(略)	
みやき町中原武道館	みやき町大字簗原1003番地1	みやき町中原武道館	みやき町大字簗原1003番地1
みやき町北茂安運動広場	みやき町大字白壁1074番地3	みやき町北茂安武道館	みやき町大字東尾420番地1
みやき町北茂安武道館	みやき町大字東尾420番地1	(略)	
(略)		みやき町北茂安テニスコート	みやき町大字江口5128番地1
みやき町北茂安テニスコート	みやき町大字江口5128番地1	みやき町北茂安体育館	みやき町大字江口5128番地2
みやき町北茂安ふれあい広場	みやき町大字東尾6436番地6	(略)	
みやき町北茂安体育館	みやき町大字江口5128番地2		
(略)			

改正前					改正後				
別表（第9条関係） 5 みやき町運動広場（北茂安運動広場・北茂安ふれあい広場）					別表（第9条関係） 削除				
区分			単位	使用料					
町内	全面	午前9時～日没	1時間	150円					
町外	全面	午前9時～日没	1時間	450円					